

県税および私債権における個人情報の公表について

個人情報の公表にかかる基本的な考え方は以下のとおりです。

1. 県税および私債権（奨学金等）の法的性格の違い

(1) 県税

- ① 地方税法および国税徴収法の規定により差押え、搜索、公売など自力による強制執行が認められている。
- ② 徴収権は、差押えなどの時効中断の事由がある場合などを除き、法定納期限の翌日から起算して5年を経過することにより、時効により消滅する。

(2) 私債権（奨学金等）

- ① 自力による強制執行権は認められておらず、債務の存在およびその範囲を確定するため、裁判所への訴えの提起が必要となる。
- ② 債務承認等の時効中断の事由がある場合を除き、納期限の翌日から起算して法律に定められた年数を経過し、かつ債務者からの時効の援用（債務者から時効が成立している旨の主張）がなされること、法令等に基づき県が債権を免除することおよび県が債権放棄すること等により、債権は消滅する。
- ③ 上記①、②の訴えの提起や債権放棄には、地方自治法第96条第1項第10号および第12号の規定に基づき、議会の議決が必要となる。

2. 個人情報の公表について

(1) 県税

- ① 個人情報の公表については、地方公務員法第34条（秘密を守る義務）に加えて、地方税法第22条（秘密漏えいに関する罪）の規定が適用される。
- ② 特に、地方税法では、地方税の徴収に関する事務に従事している者は、私人の秘密を知りうる地位にあること、およびその秘密を保護するなどの観点から、地方税の徴収に関する事務に従事している者がその事務に関して知り得た秘密を漏らした場合、地方公務員法よりも重い罰則を規定することにより、秘密の漏えいを禁止している。
- ③ この秘密には、滞納者の住所、氏名および滞納額も含まれるものであり、これらの情報を公表することはできない。

(2) 私債権

- ① 個人情報の公表については、地方公務員法第34条（秘密を守る義務）および個人情報保護条例第8条（利用および提供の制限）の規定により禁止されている。
- ② 訴えの提起や債権放棄については、地方自治法に基づき議会の議決が必要であり、個人情報の提供制限に該当しないことから（個人情報保護条例第8条第1項第2号）、法益を比較衡量のうえ、議案審議のために必要最小限の情報として債権の名称、氏名、住所、滞納金額を議案書に記載をしている。

【参考】

《地方税法》

（秘密漏えいに関する罪）

第22条 地方税に関する調査（不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査を含む。）若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例に関する法律（昭和44年法律第46号）の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

《地方公務員法》

（秘密を守る義務）

第34条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては、任命権者（退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者）の許可を受けなければならない。

3 前項の許可は、法律に特別の定がある場合を除く外、拒むことができない。

※（罰則）同法第60条 … 一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

《個人情報保護条例》

（利用および提供の制限）

第8条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を当該実施機関内において利用し、または当該実施機関以外のものへ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、または本人に提供するとき。
- (2) 法令等に基づいて利用し、または提供するとき。
- (3) 以下省略。